

平成27年(ハ)第788号 損害賠償等請求事件

原告 宮部 龍彦

被告 トレンドマイクロ株式会社

準備書面(1)

平成28年2月10日

相模原簡易裁判所 A 係 御中

原告 宮部 龍彦

第1 請求の趣旨の訂正

訴状の請求の趣旨を次のとおりに改める。

- 1 被告は、原告に対し、5万円の金員を支払え。
- 2 被告は、判決が確定した日から7日以内に別紙の記事を被告が管理するブログ (<http://blog.trendmicro.co.jp/>) に追加し、少なくとも「日本サイバー犯罪アンダーグラウンドの実態調査」 (<http://blog.trendmicro.co.jp/archives/12349>) が掲載された期間と同じ日数分掲載を継続せよ。
- 3 被告は、2と同時に、被告が管理するホームページ (<http://www.trendmicro.co.jp/jp/index.html>) に「「ネットの電話帳」は犯罪とは無関係で安全・安心なサイトです」と掲載して、2で追加した記事へのハイパーリンクを設定し、少なくとも10日間掲載を継続せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。
との判決を求める。

なお、ウェブサイトへの広告の掲載の方法については、過去の裁判例(甲5号証)から、上記の記述で充分と考えられる。

第2 求釈明への回答

被告答弁書第3旧釈明に対し、次のとおり回答する。

原告の信用及び名誉を既存しているのは、特に甲2号証19ページの次の記述である。

「日本のアンダーグラウンドでの提供物の中には、電話番号のデータベースも含まれています。これらの情報も、詐欺行為を行うサイバー犯罪者にとって有用です。これらの情報は、「JPON EXTREME」と呼ばれるサイトで提供されており、ユーザは、アカウントを作成することにより、これらの情報のデータベースを無償で利用できます。」

同ページには「JPON EXTREME」のログインページとして原告が管理するウェブサイト「ネットの電話帳 エクストリーム」のスクリーンショットが掲載されている。

これは、原告が管理するウェブサイトが「アンダーグラウンド」であり、犯罪に関与しているという誤った事実を摘示し、原告の社会的評価を低下させ、ウェブサイトの健全な運営を妨害するものである。

この記述が、「アンダーグラウンド市場」(甲2号証16頁)という章の中に書かれ、窃取されたアカウントやクレジットカード情報(甲2号証20頁)、偽造パスポート(甲2号証23頁)、児童ポルノ(甲2号証25頁)、銃器(甲2号証26頁)等をそれぞれ売買するウェブサイトと一緒に書かれていることから、

「アンダーグラウンド」という言葉が犯罪に関与しているという趣旨であることは明らかである。

その結果、甲3号証、甲4号証にある通り、インターネットニュースで犯罪に利用されているウェブサイトと同列の扱いで「JPON EXTREME」の名前が拡散することになった。

このことによる原告に対する信用毀損、営業妨害の損害額は150万円とするのが相当であり、慰謝料も150万円とするのが相当である。

以上

(別紙)

題名:

「ネットの電話帳」は犯罪とは無関係で安全・安心なサイトです

脅威カテゴリ:

サイバー犯罪

執筆:

Trend Micro

本文:

トレンドマイクロ株式会社は2015年10月9日に発表したレポート「日本のサイバー犯罪アンダーグラウンド」において、鳥取ループ氏(<https://twitter.com/tottoriloop>)が運営する「ネットの電話帳 エクストリーム」(<http://x.jpon.xyz/>)をアンダーグラウンド市場として紹介し、「詐欺行為を行うサイバー犯罪者にとって有用です」との説明をいたしました。が、全く根拠がありませんでした。

当該記述を取り消しますとともに、「ネットの電話帳 エクストリーム」はアンダーグラウンド市場でも闇サイトでもなく、サイバー犯罪とは無関係であり、安全・安心なサイトであることをお知らせいたします。

「ネットの電話帳 エクストリーム」につきましては、同窓会・不動産調査・災害時の連絡など、健全な利用をされますよう、皆様方をお願い致します。